

望ましい環境像と

基本目標

3

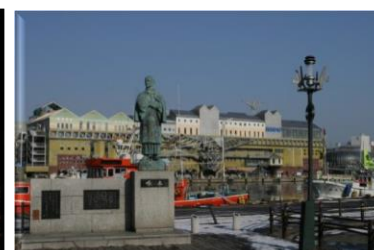
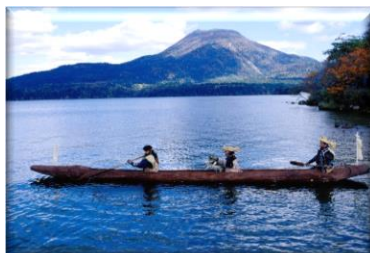
第1節 望ましい環境像

2001年（平成13年）3月に策定された旧釧路市の「釧路市環境基本計画」では、本市における望ましい環境像として、「自然と共生し、うるおいあふれる環境調和都市」を設定し、2011年（平成23年）3月に策定された新市の「釧路市環境基本計画」においても、これを引き継いできました。第2次計画においては、第1次計画の環境像を継承しつつ、さらに発展させた望ましい環境像を次のとおり設定します。

望ましい環境像

人と自然がつながる、未来へつながる

環境都市くしろ



第2節 基本目標

望ましい環境像を実現するために、5つの基本目標を定め、各種施策を展開します。

1 低炭素社会の形成

電気、化石燃料などのエネルギーは、我々の生活や事業活動に欠かせず、これらを消費することで成り立っています。そこから発生する温室効果ガスが今も進行している地球温暖化とそれによる気候の変動を引き起こしています。持続可能な低炭素社会を目指すためには、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」の推進による地球温暖化対策を進めていく必要があります。

2 循環型社会の形成

大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済構造は、エネルギーの大量消費や地球温暖化など様々な問題を引き起こしてきました。これらを見直すため、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）を推進し廃棄物を資源として適正に循環していく社会構造へ転換していくことで、持続可能な循環型社会の形成を進めます。

3 自然との共生社会の実現

本市の釧路湿原・阿寒湖・春採湖等の恵み豊かな自然環境は、人類共通の貴重な財産であり、将来世代へと継承することは我々の責務です。生物の多様性や人と自然とのふれあいを確保しつつ、農作物等へ悪影響をもたらす有害鳥獣や生態系等へ影響を及ぼす特定外来生物への対策を行い、地域の自然との共生社会の実現を目指します。

4 住み良い生活環境の確保

我々が健康で安全な生活を送るためには、日常生活や事業活動による大気汚染・悪臭・水質汚濁・騒音・振動を防止し、これらに悩まされないようにしていく必要があります。大気・水・音環境の適切な監視をはじめとし、良好な景観形成、豊かな緑の確保等を進めていくことで、住み良い生活環境の確保を進めます。

5 環境教育・環境保全活動の推進

健全で恵み豊かな環境を将来世代へと継承するため、環境問題の本質を理解し、日常生活や事業活動において環境に配慮した行動ができる人材の育成が何より重要です。このために環境学習や環境保全活動をとおして、環境意識の啓発を行い、市・市民・事業者が協働しながら、環境への責任ある行動を取ることができる人材が育成されるよう取り組みます。

